

誘導施設

誘導施設とは、日常生活に必要な施設のうち、特に将来にわたって維持・確保する施設として設定し、積極的に都市機能誘導区域へ誘導を図る施設です。既存の施設や整備予定施設の立地・充足状況、都市機能誘導区域ごとの特性やまちづくりの方向性を考慮し、誘導施設の設定方針を検討しました。

本市では各都市機能誘導区域において、以下の誘導施設を設定します。

分野	誘導施設	三島川之江 IC 周辺	JR 川之江 駅周辺	JR 伊予三島 駅周辺	JR 伊予土居 駅周辺	JR 伊予寒川 駅周辺	JR 赤星 駅 周辺
医療	病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く）	●	●	●	●		
社会福祉	老人福祉センター		●	●	●		
	児童館		●	●	●		
	発達支援センター	●					
教育文化	認定こども園	●	●	●	●		
	図書館		●	●	●		
	博物館		●				
商業	劇場、ホール	●			●		
	大規模小売店舗（1,000㎡超）	●	●	●	●	●	●
金融	映画館	●					
	郵便局	●	●	●	●		
行政	銀行、信用金庫など	●	●	●	●		
	市役所本庁舎			●			
複合	その他の庁舎		●	●	●		
	地域交流センター	●	●	●	●		

届出制度について

都市再生特別措置法第 108 条の規定により、立地適正化計画区域内の都市機能誘導区域外で下記の行為を行う場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長へ届出が必要となります。

開発行為

○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

開発行為以外

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

また、都市機能誘導区域内で、各区域に設定された誘導施設以外に上記の行為を行う場合も、同じく届出が必要です。

例 1) JR 川之江駅周辺の都市機能誘導区域内

- 病院を新築しようとする場合…届出不要
- 映画館を新築しようとする場合…**届出必要**

例 2) JR 伊予寒川駅周辺の都市機能誘導区域内

- 大規模小売店舗（1,000㎡超）を新築しようとする場合…届出不要
- 劇場、ホールを新築しようとする場合…**届出必要**

※計画や区域の詳細は、市ホームページをご覧ください

※居住誘導区域の設定は、平成 29 年度以降になります

【届出・問い合わせ先】 都市計画課（消防防災センター 5 階） 28-6231

平成 29 年 3 月末公表予定

四国中央市立地適正化計画を策定します

立地適正化計画とは

本計画は、都市計画マスタープランの高度化版として、その将来都市構造の具現化に向けた取り組みを推進するとともに、人口減少・超高齢化社会において現在の暮らしやすさの持続が可能なまちを実現するため、医療・福祉・商業などの日常生活サービス施設や住宅の立地の適正な誘導を総合的に推進していくことを目的に策定するものです。

本市でも、全国的な傾向と同様に急速な人口減少・高齢化が進む中、これまで一定の人口密度に支えられてきた、医療・福祉・商業などの生活サービスの維持が困難になりかねない状況が懸念されます。このことから、持続可能な都市構造の構築に向け、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域（平成 29 年度以降に設定）」の指定により、居住や都市の生活を支える機能を緩やかに誘導するとともに、公共交通との連携を図ることで、コンパクトなまちづくり（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）を目指すため、「立地適正化計画」を策定することとしています。

立地適正化計画におけるまちづくりの基本理念と基本方針

■基本理念

四国のまんなか人がまんなか、活力・交流・文化の都市づくり
～コンパクトなまちづくりとネットワークの充実～

■基本方針

- 持続可能な多極型の集約都市構造を目指す
- 歩行者や自転車などに安全・安心でやさしい都市基盤の整備を図る
- 誰もが利用しやすく、多様な都市機能を結ぶ公共交通ネットワークを構築する
- 交通結節点の強化等により公共交通の利便性の向上を図る



都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、日常生活に必要な施設を都市の中心部や生活の拠点に誘導することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。区域の設定にあたっては、拠点周辺の商業系・住居系の用途地域を中心に、土地利用の現況や人口の定着状況などを考慮しました。

本市では、将来都市構造に基づき、6つの拠点を都市機能誘導区域に設定します。

